



鳥取県公報

平成 29 年 10 月 10 日(火)
号外第 77 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 選管告示	衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙分会長等の選任 (22) 2
	衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙分会長が事務を行う場所 (23) 2
	衆議院議員総選挙における投票用紙の様式 (24) 2
	衆議院議員総選挙における仮投票用封筒等に押すべき印 (25) 4
	衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじ を行う日時等 (26) 4
	衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等 (27) 5
	衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序のくじ を行う日時等 (28) 5
	衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の日時等 (29) 5
	最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長等の選任 (30) 6
	最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長が事務を行う場所 (31) 6
	最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式 (32) 6
	最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行う場合の投票用紙の 様式 (33) 6
	最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒等に押すべき印 (34) 7
	最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所等 (35) 7

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務を代理する者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区
 - (1) 選挙長 鳥取市安長240-37 英 義人
 - (2) 選挙長の職務代理者 八頭郡八頭町上津黒67 衣笠 章
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区
 - (1) 選挙長 米子市八幡224-4 相見 慎
 - (2) 選挙長の職務代理者 鳥取市青谷町青谷2816-6 廣瀬 龍一
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会
 - (1) 選挙分会長 鳥取市安長240-37 英 義人
 - (2) 選挙分会長の職務代理者 八頭郡八頭町上津黒67 衣笠 章

鳥取県選挙管理委員会告示第23号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における選挙長又は選挙分会長は、次の場所においてその事務を行う。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長
 - (1) 平成29年10月10日 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
 - (2) 平成29年10月11日以降 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室

鳥取県選挙管理委員会告示第24号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

(衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>	<p>第四十八回 衆議院</p> <p>小選挙区選出議員選挙投票</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 点 字 投 票 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <small>鳥取県</small> 選挙管理 委員会印 </div>		
<p>○ <small>ちゆうい</small> 注 意</p> <p>1 <small>こうほしゃしめい</small> 候補者の氏名は、<small>らんないひとりか</small> 欄内に一人書くこと。</p> <p>2 <small>こうほしゃものしめい</small> 候補者でない者の氏名は、<small>か</small> 書かないこと。</p>		

備 考

- 1 用紙はピンク色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>	<p>第四十八回 衆議院</p> <p>小選挙区選出議員選挙投票</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <small>鳥取県</small> 選挙管理 委員会印 </div>	
<p>○ <small>ちゆうい</small> 注 意</p> <p>1 <small>こうほしゃしめい</small> 候補者の氏名は、<small>らんないひとりか</small> 欄内に一人書くこと。</p> <p>2 <small>こうほしゃものしめい</small> 候補者でない者の氏名は、<small>か</small> 書かないこと。</p>	

備 考

- 1 用紙はピンク色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

(衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙)

<p style="text-align: center;">せいとう た せいじ 政党その他の政治</p> <p style="text-align: center;">だんたい めいしよまた りやくしよ 団体の名称又は略称</p>	<p>第四十八回</p> <p>衆議院</p> <p>比例代表選出議員選挙投票</p>	<p>点 字 投 票</p>	<p>鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印</p>
<p>○ 注意</p> <p style="text-align: center;">せいとう た せいじ だんたい めいしよまた りやくしよ 政党その他の政治団体の名称又は略称は、</p> <p style="text-align: center;">らんない ひと か 欄内に一つ書くこと。</p>			

<p style="text-align: center;">せいとう た せいじ 政党その他の政治</p> <p style="text-align: center;">だんたい めいしよまた りやくしよ 団体の名称又は略称</p>	<p>第四十八回</p> <p>衆議院</p> <p>比例代表選出議員選挙投票</p>		<p>鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印</p>
<p>○ 注意</p> <p style="text-align: center;">せいとう た せいじ だんたい めいしよまた りやくしよ 政党その他の政治団体の名称又は略称は、</p> <p style="text-align: center;">らんない ひと か 欄内に一つ書くこと。</p>			

備 考

- 1 用紙はあさぎ色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備 考

- 1 用紙はあさぎ色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第25号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第26号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日 時 平成29年10月10日 午後5時20分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区
 - (1) 日 時 平成29年10月10日 午後5時10分
 - (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区
 - (1) 日 時 平成29年10月10日 午後5時10分
 - (2) 場 所 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙
 - (1) 日 時 平成29年10月12日 午後1時30分
 - (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第28号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第66条第1項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日 時 平成29年10月10日 午後5時30分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第29号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙会
 - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 - (2) 日 時 平成29年10月24日 午後1時30分
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙会
 - (1) 場 所 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
 - (2) 日 時 平成29年10月24日 午後1時30分
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会
 - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 - (2) 日 時 平成29年10月24日 午後2時

鳥取県選挙管理委員会告示第30号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第15条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき、平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者を選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第15条において準用する公職選挙法施行令第81条の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 審査分会長 鳥取市安長240-37 英 義人
- 2 審査分会長の職務代理者 八頭郡八頭町上津黒67 衣笠 章

鳥取県選挙管理委員会告示第31号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長は、鳥取市東町一丁目220鳥取県庁選挙管理委員会においてその事務を行う。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第32号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第14条第1項及び第2項の規定に基づき、平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

(最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙)

							× を 書 く 欄	<p>第二十四回 最高裁判所裁判官 国民審査投票</p> <p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p>
						裁判官の氏名	<p>注意</p> <p>一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。</p> <p>二 やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないこと。</p>	

備 考

- 1 用紙はうぐいす色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 裁判官の氏名は、中央選挙管理会の定めた順序に従い印刷する。

鳥取県選挙管理委員会告示第33号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第6条の規定に基づき、平成29年10月22日執行の

最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行う場合における投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

(最高裁判所裁判官国民審査の点字投票用紙)

<p>点字投票</p> <p>第二十四回</p> <p>最高裁判所裁判官 国民審査投票</p> <p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p>	<p>注意</p> <p>一 やめさせた方がよいと思う裁判官があると きは、その氏名を書くこと。</p> <p>二 やめさせた方がよいと思う裁判官がない ときは、何も書かないこと。</p>
--	--

備 考

- 1 用紙はうぐいす色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第34号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第35号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は次のとおりであるので、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第34条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
- 2 日 時 平成29年10月24日 午後2時30分